

感染症対策指針

社会福祉法人 京都眞生福祉会
京都指月あさがおの郷 1号館・2号館

I.施設における感染症対策に関する基本的指針

老人福祉施設においては、加齢によって感染症に対する抵抗力が低下している方、認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい方などが集団で生活する場であることから、感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。施設内に感染源を持ち込まないよう予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内まん延を防止するための措置を講じ、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この「感染症対策指針」を定める。

II.注意すべき主な感染症

1. 集団感染を起こす可能性のある感染症
インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)、疥癬、結核等
2. 抵抗力の低下した方に感染する感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、緑膿菌等
3. 血液・体液を介して感染する感染症
肝炎ウイルス(HBV・HCV等)、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)等
4. 食中毒
腸管出血性大腸菌(O-157・26・111等)、サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌等

III.基本的指針を達成するための取り組み

1. 感染症対策委員会(以下「委員会」という)を設置し、その他会議や申し送り等にて感染症対策について周知し、感染症が発生しない、また発生しても施設内にまん延しない対策を全部署・全職員が協力して実施する。
2. 国内や県内、地域の感染症状況を把握し、職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。また、感染症予防・対策マニュアル(以下「マニュアル」という)に則り、平常時・感染発生初期・感染まん延の段階に応じて予防対策を実施して、利用者へ感染させないように努める。
3. 職員に体調不良が認められた際は速やかに上長へ報告し、感染症の疑いがある場合は退勤し、必要に応じて受診する。その後、診断結果に応じて出勤停止措置等を指示する。また、利用者に感染症の疑いがある場合は、マニュアルに則った対応を行い、感染がまん延しないように努める。
4. 感染症発生やまん延の状況について委員会で検討し、対策を速やかに各部署や担当者に伝達して実施させる。

IV.感染症対策委員会の設置

感染症の発生を予防するとともに、発生時には迅速に対応できるよう、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むために委員会を設置する。

1. 活動内容
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策の検討・立案
 - (2) 感染症対策に関する職員への啓蒙

- (3) 指針・マニュアルの整備と更新
- (4) 感染症に関する研修・訓練の実施
- (5) 感染症発生時の対応と分析・対策検討

2. 委員の構成

- (1) 委員会の委員は、運営会議において各ユニット、医務課、栄養課、事務部から選出され、施設長が任命する。
- (2) 委員の任期は2年とし、補欠委員は残任期間とする。
- (3) 委員会は委員長、副委員長をそれぞれ1名ずつ選任する。
- (4) 上記3のいずれかの役職については、医務室の看護師及び栄養課の栄養士が担うこととする。

3. 委員会の開催

- (1) 月1回定期的に開催する。
- (2) 委員長が必要と認める場合は臨時委員会を開催する。

V. 感染症予防・対策マニュアルおよび事業継続計画の整備

1. 感染症予防・対策マニュアル

感染症発生及びまん延を予防するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、委員会にて定期的に見直しを行う。

2. 事業継続計画

既知及び未知の感染症が国内で流行した、または施設内にまん延が起こった際に、利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、委員会にて定期的に見直しを行う。

VI. 感染症予防に関する基本方針

平常時の感染症対策として以下の通り徹底する。

1. 職員の標準予防策の徹底

- (1) 出勤前の検温、出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒・検温
- (2) 勤務中のマスク着用
- (3) 1ケア毎および定期的な手洗い・手指消毒
- (4) 体調不良時の早期報告・病院受診
- (5) ワクチン接種

2. 利用者への協力呼びかけ

- (1) 飲食前の手洗い・うがい・手指消毒
- (2) 日々の検温・バイタル測定の実施
- (3) 体調不良時の居室対応・早期受診
- (4) ワクチン接種

3. ご家族・来所者への呼びかけ

- (1) 入館時の手指消毒・マスク着用
- (2) 体調不良時の入館制限

VII.感染症まん延防止の方針

職員又は利用者が感染症に罹患した場合、施設内まん延を防ぐため、以下の対策を行う。

1. 職員の規定された日数の出勤停止
2. 当該ユニットまたはフロアを閉鎖し、利用者の個室対応等による交差頻度の低減
3. 主治医・協力病院と相談し、必要に応じた病院受診

VIII.職員研修に関する基本方針

感染症対策の基礎知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「座学」及び「訓練(シミュレーション)」を委員会の企画により、次のとおり実施する。

1. 新規採用時
新規採用時に感染症対策の基礎に関する教育を行う。
2. 座学
感染症対策に関する定期的な研修を行う。
3. 訓練(シミュレーション研修)
施設内で感染症が発生した場合に備えた訓練を行う。

IX.当該指針の閲覧に関する基本方針

この「感染症対策指針」は、利用者及び家族の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

2023年8月1日 施行